

鳥海山・飛島ジオパーク大学等調査研究活動奨励補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥海山・飛島ジオパークエリア内（以下「ジオパークエリア内」という。）における大学等の学生の滞在型調査研究活動を促進し、もって交流人口の拡大及び地域住民と学生との交流による鳥海山・飛島ジオパークの魅力向上と地域の活性化に資することを目的として、ジオパークエリア内の宿泊施設を利用した調査研究活動を行う団体に対し補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定するものに限る。以下「大学等」という。）の教員又は職員及び学生で構成される部、クラブ、サークル、ゼミナール等の団体とし、代表者は教員又は職員とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する調査研究活動とする。ただし、鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) ジオパークエリア内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に係る施設をいう。以下同じ。）に宿泊し、同エリア内で調査研究活動を行うもの
- (2) 大学等のカリキュラム又は教員若しくは職員の指導により行われるもの
- (3) 1泊2日以上連続した宿泊を伴うもの
- (4) 3人以上で行うもの
- (5) 調査研究活動の対象にジオパークが含まれるもの
- (6) 当該年度の3月31日までに実施完了となるもの

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象としないものとする。

- (1) 主に営利を目的とするもの
- (2) 宗教又は政治活動を目的とするもの
- (3) 前号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、宿泊費とする。

(補助金の額及び限度額)

第5条 補助金の額は、1回の調査研究活動（同一の調査研究活動について同一の団体が複数の宿泊施設に分散して宿泊する場合は、合わせて1回の調査研究活動とする。）における延べ宿泊人数（調査研究活動の参加人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。以下同じ。）に2,000円を乗じて得た額とし、1団体1回あたり4万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付以外に、国、県又は他の市区町村等の助成（以下「特定財源」という。）を受けて行う調査研究活動の場合は、補助金の額は、当該調査研究活動の経費から特定財源を控除した額を超えないものとする。

（交付の申請）

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類をあらかじめ提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 事業実施計画書（様式第2号）

(3) 収支予算書（様式第3号）

（交付決定通知）

第7条 会長は、前条により交付申請書の提出があったときは、その内容を精査し、相当と認めるときは、交付の決定をするものとする。

2 前項の交付決定をする場合において、交付申請及び予算の状況によっては、交付決定の内容を変更し、又は条件を付して交付決定を行う場合がある。

（事業の変更申請及び変更通知）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請に関する内容について、次の(1)に該当する変更をするときは、交付条件等変更承認申請書（様式第4号）を、(2)に該当する変更をするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を会長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

(1) 実施前に補助対象となる延べ宿泊者数が20パーセントを超える増減となる場合

(2) 補助対象事業を中止する場合

2 会長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を精査し、相当と認めるときは、補助事業者に交付決定変更の通知を行うものとする。

3 変更申請において、補助金の額が増となる場合であっても、予算状況によっては、補助金の増額決定を行わない場合がある。

（概算払の禁止）

第9条 会長は、この要綱による補助金に関しては、いかなる場合においても補助金の概算払は行わないものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、次に掲げる書類を指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書（様式第9号）

(2) 事業実績書（様式第10号）

(3) 収支決算書（様式第11号）

(4) 宿泊費に係る領収書、明細書の写し

(5) 事業の実施状況が分かる資料（写真等）

2 実績報告時において、補助金の額が交付決定時から増額となる場合、追加交付決定は行わないものとする。

(補助金の額の決定及び確定通知)

第11条 会長は、前条により実績報告書の提出があったときは、その内容を精査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、すでに行った交付決定内容の変更を要する場合は、補助事業者に額の確定内容を通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助事業者は、補助金の請求を行う場合、請求書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、請求書の提出があったときは、その内容を精査し、相当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。